

自己資本比率規制の「第3の柱」の見直し

段階的に開示の比較可能性・透明性の向上を図る

金融庁は2017年12月、自己資本比率規制の「第3の柱」に関する告示等の一部改正を行った。バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、銀行の情報開示の強化・改善に向け、3段階から成る見直しを行っており、今般の改正はその1段階目にあたる。17年12月にバーゼルⅢの改革パッケージが最終化され、預金者等にわかりやすいかたちで開示の充実を図ることは、今後より重要な意味を持つ。本稿では、今般の改正概要と今後の予定について解説する。

金融庁

監督局健全性基準室課長補佐 朝倉 利恵
 監督局健全性基準室係長 宮川 和久
 総務企画局国際室調整官 寺村 知芳

三つのフェーズで 開示の強化・改善を図る

2007年から実施されているバーゼルⅡにおいて、情報開示を通じて市場規律を働かせることよって銀行の健全性を高めるための「第3の柱」が導入された（注1）。しかしながら、金融危機時に銀行が抱えるリスクの状況が比較しづらく、利用者（預金者、投資家など）にと

って役に立つ情報がわかりやすく提供されていないのではないかと批判が聞かれた。このためバーゼル委は、3段階（フェーズ）から成る開示の強化・改善に向けた見直し作業に着手することとなった（図表1）。

フェーズ1

自己資本比率の分母に係る開示の見直し

まずフェーズ1として、自己

資本比率を計算する際、分母に算入する信用リスク、マーケットリスク等に係る開示の見直しを行った。多くの項目は、銀行によりすでに開示されているものであるが、比較可能性を高めるために共通の様式を定めるとともに、その内容をさらに充実させることとした。

具体的には、以下のカテゴリごとに様式を定め、これまでの開示内容の粒度を高めている。

〔図表1〕 開示の強化・改善に向けたフェーズ

フェーズ	概要
1	現行の自己資本比率の分母（リスクアセット）に係る開示の見直し
2	バーゼルⅡ以降新たに導入された規制（総損失吸収力（TLAC）、流動性比率、レバレッジ比率等）に係る開示と主要指標の一覧表の導入
3	バーゼルⅢの最終化に係る開示の見直し

自己資本比率規制の「第3の柱」の見直し

- ① リスクアセットの概要 (様式 OV = Overview of RWA)
- ② 財務諸表と自己資本比率規制上のエクスポージャーの関連性 (LI = Linkage between financial statements and regulatory exposures)
- ③ 信用リスク (カウンターパーティ信用リスク、証券化およびファンド取引に関するものを除く) (CR = Credit risk)
- ④ カウンターパーティ信用リスク (CCR = Counterparty credit risk)
- ⑤ 証券化エクスポージャー (SEC = Securitisation)
- ⑥ マーケットリスク (MR = Market risk)

これまでの開示の国内規制との相違は、(イ)様式の統一化に加えて、(ロ)財務諸表と自己資本比率規制上のリスクカテゴリー別のエクスポージャーとの対応関係を示すLI様式の追加、(ハ)内部モデルを用いた場合の信用リスク、マーケットリスク、カウンターパーティ信用リスクそれぞれのリスクアセットの前半期からの変動要因分析、(ニ)信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに係る開示項目の細分化である。これにより、開示の比較可能性・粒度が高まるとともに、財務諸表との関係性への理解が深まり、前期との比較だけでなく増減の主要因を把握することが可能になるという点で、利用者により役立つ内容になっていると期待している。

以上の定量的な開示に加えて、これまでどおり、それぞれのカテゴリーに係るリスクの特性や管理方針等の定性項目の開示を求め、内部モデルの定性開示等については、より詳細な開示を求めている。

また、精度向上のため、金融機関に対して開示全般にかかわ

る開示方針の策定・内部での周知と、当該方針に従った適切な開示を行うための体制整備を求める。加えて、その主たる内容や、当該方針に沿った適切な開示が行われていることを経営陣等が関与し確認したことについて、ディスクロージャー誌等に記載することを求めることとした。これは、開示については、財務の担当部署だけでなく、金融機関全体として、望ましい姿を創意工夫して確立すべきであるとの考えに基づいている。

単体開示の簡素化

バーゼル委の合意においては、最低基準として銀行グループの最上位連結レベルでの開示が求められているが、実際にどのレベルまで開示を求めるのかは、各国まちまちである。

日本の国内規制においては、これまで持株連結および銀行連結・単体すべての段階で同項目の開示を求めてきた。その理由としては、持株ベースのみの開示では業態(商銀・信託等)の違いによる影響の情報が得られ

ないほか、たとえば銀行以外の子会社の財務状況等が親銀行の健全性に与える影響が見えにくくなるおそれがあることがあげられる。

一方、今般の開示見直しにより、前記のとおり大幅に開示項目が追加されることから、開示情報の増大やそれに伴う銀行の負担軽減にも一定の配慮を行うべく、これまで持株連結および銀行連結・単体すべての段階で、同じ項目の開示を求めてきた国内の取扱いについて、簡素化を図ることとした。

リスクアセットの概要を示す主要項目(OV1)については、その重要性から、持株連結および銀行連結、単体すべての段階で開示を求める必要性が高いと考えられる。一方、リスクカテゴリーごとの詳細な内訳については、銀行連結・単体間のリスクアセットの差異は大きくない。グループベース、連結ベースでの管理が重視されるなかで、単体に係る情報に対する利用者のニーズも限定的であることから、一定の簡素化を図る余地が認められる。

〔図表2〕

開示項目と開示の頻度

略称	開示項目（注3）	開示のタイミング（注4）			
		第1四半期	第2四半期 （中間）	第3四半期	第4四半期 （年度）
OV1	リスクアセットの概要	第8号第1面 （四半期）	第4号第1面 （中間） 第8号第1面 （四半期）	第8号第1面 （四半期）	第2号第1面 （年度） 第8号第1面 （四半期）
L11	会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異および連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスクカテゴリーとの対応関係				第2号第2面 （年度）
L12	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異のおもな要因				第2号第3面 （年度）
CR1	資産の信用の質		第4号第2面 （中間）		第2号第4面 （年度）
CR2	デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動		第4号第3面 （中間）		第2号第5面 （年度）
CR3	信用リスク削減手法		第4号第4面 （中間）		第2号第6面 （年度）
CR4	標準的手法－信用リスクエクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		第4号第5面 （中間）		第2号第7面 （年度）
CR5	標準的手法－資産クラスおよびリスクウェイト別の信用リスクエクスポージャー		第4号第6面 （中間）		第2号第8面 （年度）
CR6	内部格付手法－ポートフォリオおよびデフォルト率（PD）区分別の信用リスクエクスポージャー		第4号第7面 （中間）		第2号第9面 （年度）
CR7	内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジットデリバティブが信用リスクアセットの額に与える影響		第4号第8面 （中間）		第2号第10面 （年度）
CR8	内部格付手法を適用した信用リスクエクスポージャーのリスクアセット変動表	第8号第2面 （四半期）	第8号第2面 （四半期）	第8号第2面 （四半期）	第2号第11面 （年度） 第8号第2面 （四半期）
CR9	内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト				第2号第12面 （年度）
CR10	内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）		第4号第9面 （中間）		第2号第13面 （年度）
CCR1	手法別のカウンターパーティー信用リスクエクスポージャー額		第4号第10面 （中間）		第2号第14面 （年度）
CCR2	CVAリスクに対する資本賦課		第4号第11面 （中間）		第2号第15面 （年度）
CCR3	業種別およびリスクウェイト別のカウンターパーティー信用リスクエクスポージャー		第4号第12面 （中間）		第2号第16面 （年度）
CCR4	内部格付手法－ポートフォリオ別およびPD区分別のカウンターパーティー信用リスクエクスポージャー		第4号第13面 （中間）		第2号第17面 （年度）
CCR5	担保の内訳		第4号第14面 （中間）		第2号第18面 （年度）
CCR6	クレジットデリバティブ取引のエクスポージャー		第4号第15面 （中間）		第2号第19面 （年度）

自己資本比率規制の「第3の柱」の見直し

(前ページの続き)

略称	開示項目 (注3)	開示のタイミング (注4)			
		第1四半期	第2四半期 (中間)	第3四半期	第4四半期 (年度)
CCR7	期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティー信用リスクエクスポージャーのリスクアセット変動表	第8号第3面 (四半期)	第8号第3面 (四半期)	第8号第3面 (四半期)	第2号第20面 (年度) 第8号第3面 (四半期)
CCR8	中央清算機関向けエクスポージャー		第4号第16面 (中間)		第2号第21面 (年度)
SEC1	原資産の種類別の証券化エクスポージャー(信用リスクアセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る)		第4号第17面 (中間)		第2号第22面 (年度)
SEC2	原資産の種類別の証券化エクスポージャー(マーケットリスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る)		第4号第18面 (中間)		第2号第23面 (年度)
SEC3	信用リスクアセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャーおよび関連する所要自己資本(自金融機関がオリジネーターまたはスポンサーである場合)		第4号第19面 (中間)		第2号第24面 (年度)
SEC4	信用リスクアセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャーおよび関連する所要自己資本(自金融機関が投資家である場合)		第4号第20面 (中間)		第2号第25面 (年度)
MR1	標準的方式によるマーケットリスク相当額		第4号第21面 (中間)		第2号第26面 (年度)
MR2	内部モデル方式を適用して算出されたリスクアセットの額の変動要因	第8号第4面 (四半期)	第8号第4面 (四半期)	第8号第4面 (四半期)	第2号第27面 (年度) 第8号第4面 (四半期)
MR3	内部モデル方式の状況(マーケットリスク)		第4号第22面 (中間)		第2号第28面 (年度)
MR4	内部モデル方式のバック・テストの結果		第4号第23面 (中間)		第2号第29面 (年度)

また、リスク管理の方針や内部モデルの説明等の定性的な開示について、銀行は持株連結または銀行連結ベイスで一体的な管理態勢を構築していることが多く、単体開示はこうした管理実務に必ずしもなじまない面もあると考えられる。

この点をふまえ、今後さらなる開示項目の追加が想定されるなか、開示の有用性を損なうことなく、銀行の負担軽減を図る観点から、主要項目以外の開示と定性開示について、銀行連結ベイスで開示している場合には、

また、リスク管理の方針や内部モデルの説明等の定性的な開示について、銀行は持株連結または銀行連結ベイスで一体的な管理態勢を構築していることが多く、単体開示はこうした管理実務に必ずしもなじまない面もあると考えられる。

この点をふまえ、今後さらなる開示項目の追加が想定されるなか、開示の有用性を損なうことなく、銀行の負担軽減を図る観点から、主要項目以外の開示と定性開示について、銀行連結ベイスで開示している場合には、

単体での開示を不要とし、簡素化することとした。

フェーズ2

バーゼルⅢの新規制に係る開示と一覧表の導入

フェーズ2では、バーゼルⅢになって新たに導入された規制等(総損失吸収力(TLAC)規制、流動性規制、レバレッジ比率規制など)に係る開示文書を統合し、見直しを行うとともに、新たに主要指標の一覧表を導入した。さまざまな規制に係る開示が含まれることから、規制ごとに実施時期が異なっている点には留意が必要である。

金融庁では、フェーズ2のうち「主要指標(KM=Key metrics)」と「報酬(REM=Remuneration)」の開示を18年3月から実施すべく、17年12月に告示等の改正案をパブリックコメントに付したところである。

主要指標(KM)については、これまで別々の表で記載されていた自己資本比率、レバレッジ比率、流動性比率等の主要指標を一覧表にして、四半期ごとに(直近時と1年前までの)5期

分の開示を求めている。これについても、比較可能性を高めるため、すべての銀行向けに同じ様式を定めている。

報酬については、すでに年次で開示が求められている報酬に係る開示項目（報酬に関する方針、当事業年度に支給された報酬、特別報酬および繰延報酬に関する事項）について、一律に同じ様式を用いて開示することを求めるとともに、一部の項目について追加的な開示を求めている。

フェーズ3

バーゼルⅢの最終化に係る開示の見直し

フェーズ3については、バーゼル委が市中協議を開始したところである。バーゼル委は、信用リスク、信用評価調整（CVA）リスク、オペレーショナルリスクの各分野におけるリスク計測手法や、レバレッジ比率等の見直しを行い、17年12月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）会合において承認された。フェーズ3は、このバーゼルⅢの最終化におい

て合意された事項を含む開示の見直しの総仕上げである。

具体的には、バーゼル委で見直された信用リスク（標準的手法および内部格付手法）、オペレーショナルリスク、CVAおよびレバレッジ比率に係る開示様式の策定／修正を行う予定である。また、内部モデル手法を用いて計算したリスクアセットと標準的手法を適用した場合のリスクアセットの比較表、処分上制約のある資産／ない資産の開示等が提案されている。

有益な開示の実現に向けて

今後、バーゼル委によるフェーズ2、フェーズ3の改正を受けた国内の開示見直しを順次実施する予定である。一連の開示見直しにより、本邦金融機関による情報開示の充実が図られるだけでなく、海外を含めた金融機関間の比較も容易となることが期待される。利用者にとってわかりやすい開示となるよう、検討を進めていきたい。

また、バーゼル委による今般の改正は、国際統一基準行を対

象にした最低基準の見直しである。今後、フェーズ3の国際的な議論がまとまったところで、国内基準行への適用等についても検討していく必要がある。

預金者および投資家にとって、どのような情報が有益なのか、比較可能性に十分配慮しつつ、各金融機関の創意工夫も生かして、開示を充実させることが最も重要であると考ええる。こういった観点から、引き続き金融機関と十分な対話を行い、有益な開示の実現に取り組んでいきたい。

* * *

本稿の作成にあたっては、前田壮一氏（元金融庁健全性基準室課長補佐）、野口祐輔氏、吉良宣哉氏、夏間智史氏、吉田紗枝子氏（いずれも金融庁健全性基準室）から多大な協力を得た。

（なお、本稿における意見は執筆者の個人的見解であり、金融庁の公式見解ではない。）

（注）1 第1の柱（最低所要自己資本比率）、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検

証）とともに「3本の柱」として、バーゼルⅡにおいて導入されている。

2 29項目のうち、事業年度のみ開示が求められるのは3項目。

3 フェーズ1として追加した様式のみを、一覧表にしたものである。

4 別紙様式の番号は銀行・持株告示を例に記載。

あさくら りえ

99年財務省近畿財務局入省。米ニューヨーク連銀出向、国際室課長補佐（バーゼル規制担当）、金融国際審議官補佐官等を経て、15年から現職。

みやがわ かずひさ
04年財務省東海財務局入省。財務省政策金融課、内閣府地域経済活性化支援機構担当室等を経て、16年から現職。

てらむら ともよし

94年米ペンシルバニア大学ウォートン校経営学修士。あおぞら銀行等を経て、10年金融庁入庁。同年から国際室課長補佐（バーゼル規制担当）、17年から取引報告調整官を兼務。